

竹内政昭氏（NPO法人神奈川県
就労支援事業者機構事務局長）説明資料

2020年9月9日（水）

Work!Diversity

プロジェクト

就労困難者の類型別対応に
向けた有識者ヒアリング
(刑余者等への就労支援)

ごあいさつ



特定非営利活動法人
神奈川県就労支援事業者機構
会長 高藤 文夫

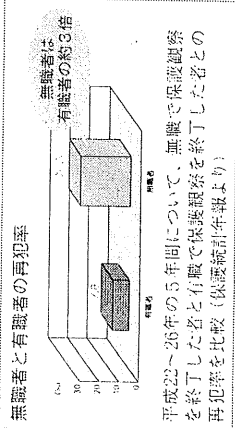
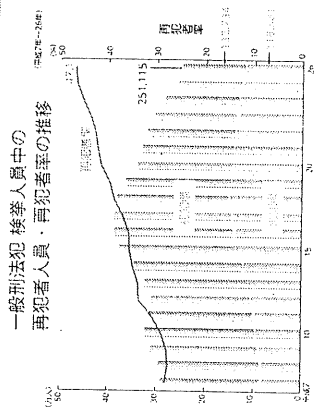
神奈川県就労支援事業者機構が発足して、早いもので7年が過ぎました。この間、経済界を中心に各方面の幅広い御支援と御協力をいただき、事業実績も着々と成果を上げており、ここに厚く御礼申し上げます。

本機構では、犯罪をした人や非行のある少年が健全に社会復帰するためには、就労の機会を与え経済的に自立することが、極めて重要であるとの認識のもと、昔のような一部の篤志家に頼るのではなく、経済界が総力をあげて、企業が果たすべき社会的責任の中で、本事業を立ち上げたものです。更なる事業の発展には皆様のお力添えが不可欠であることは申すまでもありません。

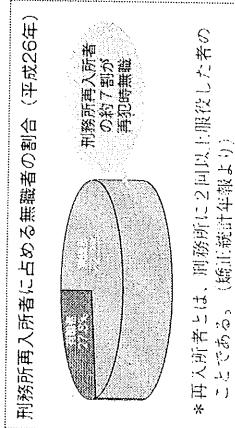
安住総理提唱の「犯罪に反らない・戻さない」そして世界一安全・安心な社会を実現するため、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

再犯防止には就労の支援が必要です

一般刑法犯により検挙された者のうち、再犯者人員は平成19年から漸減していますが、初犯者の人員が減少したことで、再犯者率は平成9年から一貫して上昇し続けています。(平成27年版犯罪白書)



平成22～26年の5年間で、無職で保護観察を終了した者と有職で保護観察を終了した者との再犯率を比較(検閲統計年報より)



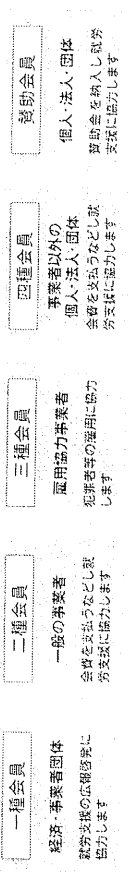
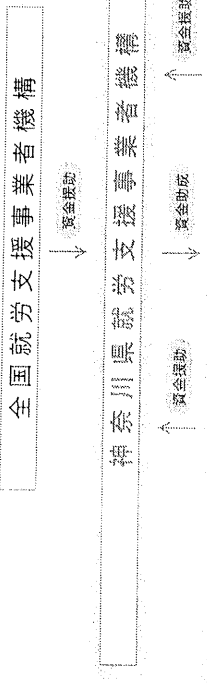
*再入所者とは、刑務所に2回以上服役した者のことである。(矯正統計年報より)

犯罪対策推進協議会 平成25年12月「犯罪に反らない・戻さない」(要約あり)

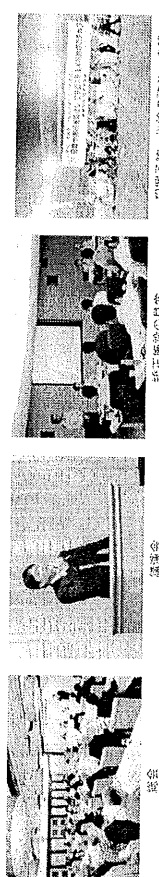
平成25年12月「世界一安全な日本」創進戦略が閣議決定され、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に、国民一体となった犯罪対策の取り組みが要請され、そのなかで「再犯防止は職業の課題。犯罪の約6割は、再犯者によって起こされている。大切なことは、犯罪を犯し、非行に走った人を社会から排除して孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること、すなわち、仕事と居場所の確保を支援すること」等と指示されました。

組織図

NPO法人神奈川県就労支援事業者機構は、経済界全体の協力により、犯罪をした人の就労支援などを行い安全安心な社会づくりに貢献する組織です。



就労支援事業者機構では次のような事業を実施しています



雇用奨励金制度について

保護観察対象者を雇用した場合に「雇用奨励金制度」があります。会員皆様のご負担を少しでも軽減してもらおうとすることで、具体的には次のような場合に支給されます。

- 保護観察対象者を雇用した場合
- 採用面接のため矯正施設へ出向いたときの交通費の一部
- 事業所見学を受け入れてくれた場合

保護観察対象者が就業中に雇用主と与えた損害の賠償金
保護観察対象者が就業に必要な資格を取得するための費用の一部
保護観察対象者が就職するに必要となる費用の一部

特定非営利活動法人神奈川県就労支援事業者機構定款（抜粋）

- (目的)
- 第3条 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者及びこれに準ずる者をいう。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者等の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の周囲な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- (事業)
- 第5条 本機構は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に依る事業として次の事業を行う。
- (1) 犯罪者等の雇用を協力する事業者（以下「雇用協力事業者」という。）が犯罪者等を採用する場合における身元保証制度の広報及び啓発事業
- (2) 犯罪者等が参加する事業所での職場体験講習、就労セミナー及び見学会等の実施事業
- (3) 安全・安心まちづくりに向けた事業に参画し、地域の犯罪者を推進するための世論の啓発及び広報事業
- (4) 雇用協力事業者が犯罪者等を採用した場合におけるその給与支払の助成事業
- (5) 雇用協力事業者の増加を図る事業
- (6) 犯罪者等の就労に関する保護司、更生保護施設等からの要請を把握し、それをネットワークに伝達する事業
- (7) 雇用協力事業者の就労の受入れを要請するなどして求人の情報を把握し、それをネットワークに伝達する事業
- (8) 犯罪者等の就労支援活動に従事する者に対する研修、指導及び顕彰事業
- (9) その他本機構の目的を達するために必要と認められる事業

役員体制（平成28年6月1日現在）

理事長	稲野 研造 / (一社)神奈川県産産協同会専務理事	常務理事	政島 / (株)クリンアンダックス取締役会長
副理事長	藤井 敏雄 / (一社)神奈川県経済同友会専務理事	副理事長	文隆 / 藤建設(株)代表取締役社長
会長	藤本 幸夫 / 神奈川県連協協会長(株)代表取締役会長	監事	島一 / (一社)神奈川県職工会議所連合会専務理事
副会長	山口 信郎 / 神奈川県県民連合会会長	三瓶 正彰 / 神奈川県商工会連合会専務理事	西村 明夫 / 神奈川県中小企業団体中央会専務理事
常務理事	石原 博 / アイビー商事(株)代表取締役社長	石岡 洋 / 税理士(石岡会計事務所)	八亀 忠勝 / (公財)神奈川県生涯衛生堂運営指導センター理事長
理事	大伴 好子 / 神奈川県更生保護女性連盟会長	顧問	石原 豊信 / 新神奈川県保護司会連合会長
監事	三合 輝夫 / 日本スタント(株)代表取締役社長		
監事	志村 宗男 / 志村屋米穀店代表		
監事	水橋 秀子 / (株)FURUYA代表取締役社長		
監事	安藤 聖 / 弁護士(安藤法律事務所)		
監事	石岡 洋 / 税理士(石岡会計事務所)		
顧問	石原 豊信 / 新神奈川県保護司会連合会長		

本機構を支えていただく会員を募集しています

入会のお申し込みについては、神奈川県就労支援事業者機構事務局までご連絡ください。
会費は、年額1口・3,000円からです。複数口のお申し込みをお願いしています。



特定非営利活動法人
神奈川県就労支援事業者機構
(平成29年11月6日設立)

〒231-0004
横浜市中区元浜町3-21-2・ハリオス園内105
TEL 045-222-8947 FAX 045-222-8348
メール Kanagawa_stensha_kiko@yahoo.co.jp

再犯のない
社会をめざして

就労支援にご協力ください。

特定非営利活動法人
神奈川県就労支援事業者機構

1 就労支援事業者機構について

これまで犯罪や非行をした人の就労の受け入れはごく一部の雇用主（多くが中小企業）が担っていました。
 ⇒就労支援による安全安心な社会づくりを経済界全体・企業全体で取り組む仕組みとして、経済団体を中心にH20に全国就労支援事業者機構を設立しました。
 保護観察所、矯正施設、ハローワーク等が取り組んでいる刑務所出所者等就労支援事業の需給調整（マッチング）を、雇用主・就労支援対象者双方が円滑に利用できるよう側面支援をすることが、機構の役割です。

認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

- 経済同友会をはじめ経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会が理事として参画しています。
- 企業会員の会費及び公益団体の寄付により、就労支援事業の費用が賅われています。
- 第一線で就労支援を担う都道府県機構を経営面・事業面でバックアップします。
- 法務省、厚労省と連携して効果的な就労支援の推進に努めています。

バックアップ

都道府県就労支援事業者機構 〔各県ごとに設立（北海道は4団体）〕

- 商工会議所、経営者協会等が母体となって設立し、各地域のリーディングカンパニーが会員として就労支援事業に参画しています。
- 犯罪や非行をした人の雇用に協力する企業（協力雇用主）を受益者会員とし、雇入れ支援や雇用費用の助成を行っています。
- 無職の刑務所出所者等に対し、きめ細やかな就職援助をしています。

連携

就労支援実施機関

保護観察所
矯正施設
労働局
ハローワーク

更生保護関係者
保護司
更生保護施設

地方公共団体

法務省の更生保護就労支援事業（協力雇用主の確保と対象者に対するきめ細やかな就職支援）を受託している機構は20か所。委託事業を実施する主体を「就労支援事業所」という。
 都道府県の機構の中には、自治体から職場定着支援などの事業を受託しているところもあります。

全国機構は、厚労省から、試行雇用助成金、セミナー事業所見学、職場体験講習の支給事務及び受刑者・出所者等専任求人の開拓等の事業を受託しています。

課題

- 幅広い職種・業種にわたる良質な就労先の確保
- 賃金不払い、諸経費を労働者に転嫁、社会保険を適用しないなど問題のある雇用主をなくすための指導や研修
- 対象者の就労コンピテンスの向上
- 職場定着のための支援

「就労先があるだけで良しとする」「就職したら雇ったらおしまい」の時代は終わりました

2 就労支援による安全安心な社会づくり（就労支援事業者機構の取り組み）

雇用主

犯罪や非行前歴のある人の雇入れに不安がある受刑者や出所者の採用手続きがわからない雇入れ後の接し方が難しい早期離職が多いのではないかと

×

受刑者・釈放者・保護観察対象者等（就労支援対象者）就労自立できるか不安でいっぱい、あきらめの気持ち職探しや企業面接が苦手。職探しの費用を工面できない。仕事の仕方がわからない。協調して仕事ができるか不安。

そこで

- 犯罪非行の前歴があることを承知で雇用に協力する事業主（協力雇用主）の開拓 3,402 社
- 求人の開拓 8,400 人分

協力雇用主に対する支援

- 雇入れに関する相談、助言（不安の払しょく、雇用実績のある企業による事例提供、雇用管理のノウハウに関する情報提供）、職業訓練に取り組み刑務所の見学等 4,934 社
- 募集採用活動に対する支援（求職情報の提供、ハロワークへの取次など） 6,196 社
- 雇用に係る経済的支援（雇用助成金、定着奨励金、面接旅費助成等） 2,515 社

就労支援対象者に対する支援

- 職業指導、就労意欲の喚起、求職活動ノウハウの提供等の支援 4,498 人
- 就職活動に対する支援（ハロワークへの取次など） 4,438 人
- 求職・就労に対する経済的支援（面接旅費、就労準備（健康診断、作業着購入）等） 571 人
- 引受人が得られない者に対する身元保証 2,188 人など

協力雇用主と就労支援対象者の会合の提供

- 職場体験講習、事業所見学、企業説明会 854 人

就労支援事業者機構が関与して雇用が実現した人数 3,203 人

雇入れ後の職場定着指導 1,819 人

数字は 2018 年度の実績

政府目標「実際に雇用する協力雇用主の数を 2020 年までに 1,500 社にする」に協力します
（2019 年 10 月に 1,556 社となり目標を達成しました）

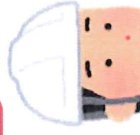
身元保証制度

概要

就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について、民間事業者が1年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度

身元保証のながれ

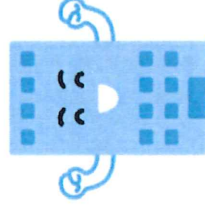
民間団体が就労援助費を助成
(国が2分の1の額を補助)



<本人>

身元保証料の支払

身元保証



<身元保証事業者>

前歴開示での就労



<雇用主>

【見舞金の内容】

- ・業務上の損害
- ・犯罪被害
- ⇒1事故につき
上限100万円
- ・住宅関連費用
- ・携帯電話関連費用
- ・資格等取得費用
- ・私傷病医療費
- ・工具、作業服等の貸与等
- ⇒見舞金の上限50万円

事故時の
見舞金の支払
(最大200万円)

刑務所出所者等就労奨励金

1 安定的で継続的な雇用の場合における就労奨励金の支給

刑務所出所者等が、刑務所・少年院在所中の職業訓練、就労支援等により、出所・退院後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すため、奨励金を支給

【支給要件】

- ①保護観察対象者等（仮釈放者、仮退院者又は満期釈放・退院後の更生緊急保護対象者）を雇用した協力雇用主
- ②刑務所等在所中からの調整に基づき、出所・退院後速やかに雇用を開始
- ③正社員又は1年以上の雇用継続が見込まれること

※短時間労働者（週20時間未満）を除く

【支給額】 8万円×1～6か月目、12万円×2回（9，12か月目）
（最長1年）

2 その他の雇用の場合における就労奨励金の支給

上記以外の保護観察対象者等の雇用の場合も、より継続的な就労を促すため、奨励金を支給

【支給要件】 保護観察対象者等（上記以外の者）を雇用した協力雇用主

【支給額】 2万円×1～3か月目、4万円×4～6か月目、12万円×2回
（9，12か月目）（最長1年）

※トライアル雇用奨励金（最長3か月）を受けた後、本雇用に移行する場合、4か月目から適用

更生保護就労支援事業

概要

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、協力雇用主の開拓を推進する事業。



更生保護就労支援事業所

○専門的知識や経験を有する「就労支援員」を配置

○令和元年度現在全国18庁で実施（札幌、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川県、静岡県、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、岡山、香川、福岡、沖縄）

※岩手、宮城、福島では「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」を別途実施

21号

内容

就職活動支援業務



矯正施設入所から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 地域での雇用情報の収集及び提供
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した「就労支援計画書」の策定
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

雇用基盤整備業務



受け皿の拡大

- 企業ネットワークを活用した協力雇用主の開拓
- 協力雇用主研修の実施
- 雇用基盤整備に関する年間計画の策定・推進

職場定着支援業務（※被災地域3庁において実施）

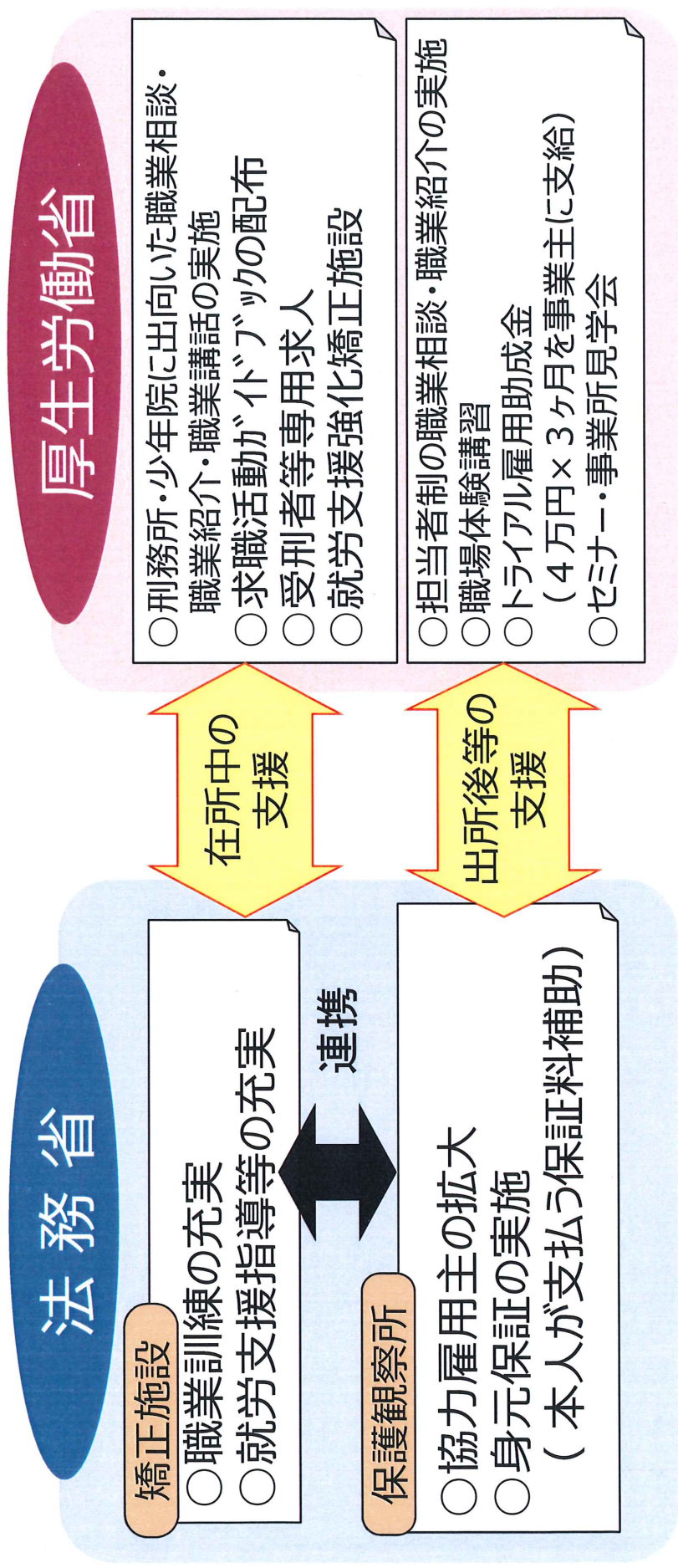
- 勤務状況や生活状況のフォローアップ
 - 協力雇用主への助言・支援
-

定住支援業務（※被災地域3庁において実施）

- 適切な定住先を確保するための住まい探し等に関する相談・助言
 - 収入状況等に応じた安定した生活の維持に関する相談・助言
-

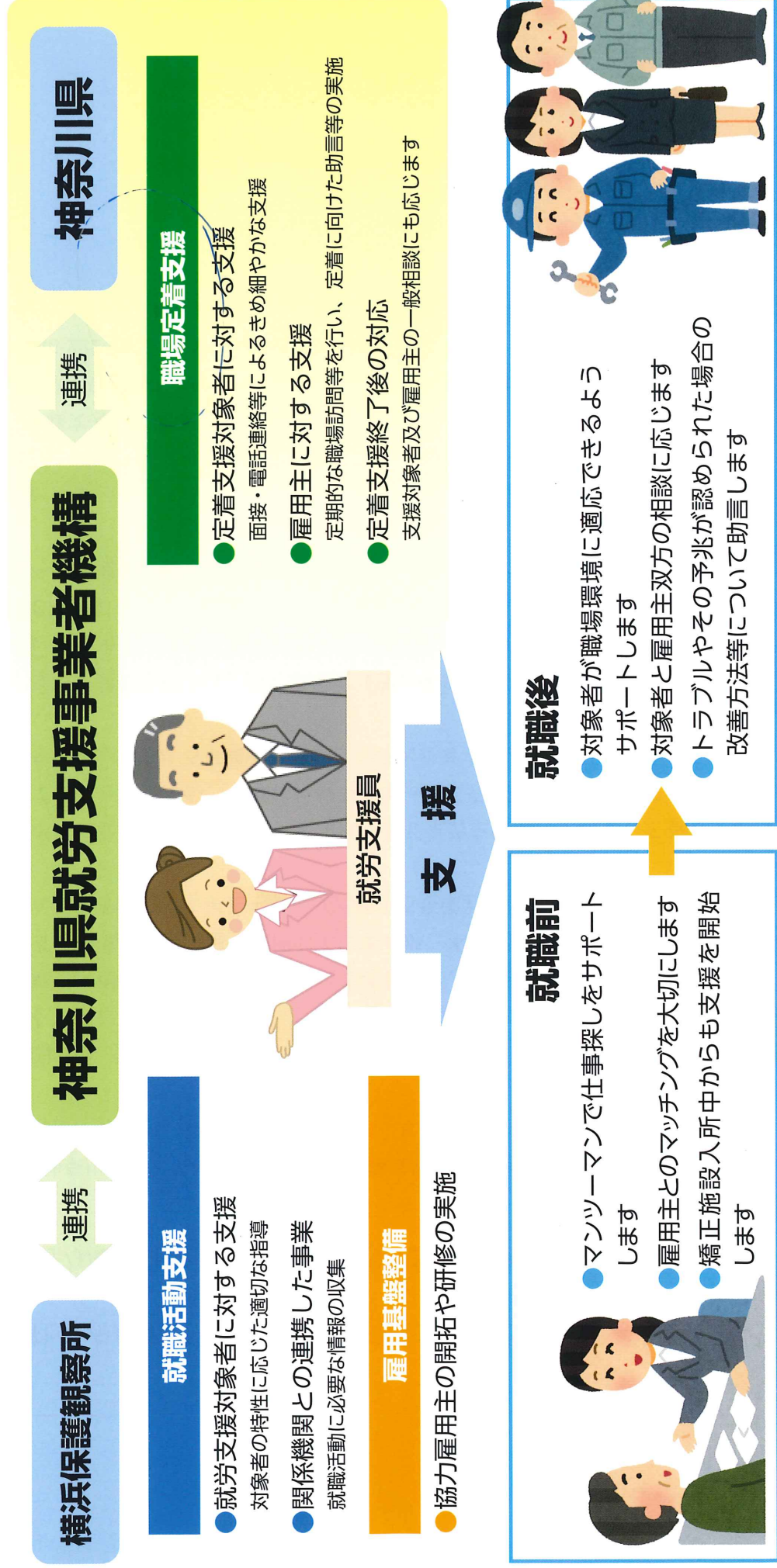
刑務所出所者等総合的就労支援対策

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省（刑務所等・保護観察所・ハローワーク）との連携を強化



神奈川県就労支援事業者機構による就労支援（就職活動から職場定着まで）

就職するまで、そして就職後も、切れ目ない支援



NPO法人神奈川県就労支援事業者機構 ☎ 045-222-8347 FAX 045-222-8348

〒231-0004 横浜市中区元浜町3-21-2 ヘリオス関内105号 MAIL kanagawa_siensha_kiko@yahoo.co.jp